

益城町補装具費の支給に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第76条の規定に基づく補装具費の支給に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 身体障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「身障法」という。）第4条に規定する者をいう。
- (2) 身体障害児 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児のうち、身体に障害のある児童をいう。
- (3) 難病患者等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条に規定する特殊の疾病に該当する者をいう。
- (4) 補装具 法第5条第25項に規定する補装具をいう。

(対象者)

第3条 補装具費の支給の対象者は、町内に住所を有する身体障害者、身体障害児及び難病患者等（以下「身体障害者等」という。）とする。ただし、法以外の他の法令の規定に基づき補装具又はそれと同機能の用具の給付又は貸与が受けられる者については、他の法令に基づく給付等を優先して受けるものとする。

(申請等)

第4条 前条の対象者で補装具費の支給を受けようとする身体障害者等又はその保護者（以下「申請者」という。）は、益城町補装具費（購入・借受け・修理）支給申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 身障法第15条第1項に基づく指定医（日本専門医機構が認定した専門医又は所属学会認定の専門医）により作成された補装具費支給意見書・処方箋（以下「処方箋」という。）
- (2) 別表1に規定する医師により作成された益城町補装具費支給意見書（別記第2号様式）（以下「意見書」という。）。ただし、身障法第15条第4項に規定する身体障害者手帳、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第

4項に規定する医療受給者証の写し又は前号に規定する処方箋によって当該身体障害者等が補装具の装用が必要と確認することができるときは、省略することができる。

(3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請書が提出されたときは、必要な調査を行い、益城町補装具費支給調査書（別記第3号様式）を作成しなければならない。

3 町長は、当該申請について医学的又は技術的判定を必要とする場合は、判定依頼書（別記第4号様式）により、熊本県福祉総合相談所（以下「総合相談所」という。）に依頼することができる。

(支給の決定等)

第5条 町長は、補装具費の支給を決定したときは、申請者に対し益城町補装具費支給決定通知書（別記第5号様式）により通知するとともに、益城町補装具費支給券（別記第6号様式）（以下「支給券」という。）を交付する。

2 町長は、補装具費の支給を却下したときは、益城町補装具費支給却下通知書（別記第7号様式）に理由を付して申請者に通知する。

(補装具の購入、借受け又は修理)

第6条 前条第1項の規定により支給券の交付を受けた申請者は、補装具業者（以下「業者」という。）に支給券を提示し、契約を締結したうえで、補装具の購入、借受け又は修理を受けるものとする。

(補装具の製作等)

第7条 業者は、前条の規定に基づき、申請者と契約を締結した場合は、補装具費支給の要否の判定に添付された処方等に基づき、補装具の販売、借受け又は修理を行うものとする。

2 業者は、申請者に補装具を引き渡すにあたり、適合判定を受ける必要のない補装具を除き、総合相談所等の適合判定を経なければならない。

3 業者は、町長が別に定める場合を除き、全ての補装具について、総合相談所又は町の製品検査を経なければならない。

4 前2項に規定する適合判定又は製品検査の結果、その補装具が補装具を装用する身体障害者等に適合しないと認められた場合は、町長は不備な箇所を指摘して業者の負担においてこれを改善させるものとする。

(補装具費の支給)

第8条 申請者は、補装具の引渡しを受けたときは、業者に補装具の購入、借受け又は修理に要した費用を支払った後に、益城町補装具費支給請求書（別記第8号様式）に領収証の写し及び支給券を添付し、町長に補装具費を請求するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、借受けに係る補装具費については、当該補装具の引渡しを受けた際に初月の借受けに要した費用についての支払を行い、翌月以降は各月に係る費用について支払を行うものとする。

3 借受けの単位は暦月とするが、その月の途中で借受けを開始する場合又は終了する場合は、日割り計算により補装具費を支払うものとする。

4 町長は、申請者から補装具費の請求を受けた日から30日以内にその額を支払うものとする。

（補装具費の代理受領）

第9条 業者は、あらかじめ益城町補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録に関する要項（平成29年益城町告示第28号）第2条の規定により、登録を受けている場合においては、補装具の引渡し後に申請者に代わって町長に補装具費を請求することができる。

（引渡し後の改善）

第10条 補装具の引渡し後、不具合等が業者の責任に帰すべき事由によるものであると認められる場合は、町長は業者の負担においてこれを改善させるものとする。

2 補装具の引渡し後、災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的又は病理的变化により生じた不具合、目的外使用若しくは取扱不良等のために生じた破損又は不適合を除き、9か月以内に生じた破損又は不適合は、業者の負担においてこれを改善するものとする。ただし、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）の別表で規定する修理基準に定める調整若しくは小部品の交換又は修理のうち軽微なものについては、前段の規定にかかわらず、引渡し後3か月以内に生じた不適合等（上記災害等により免責となる事由を除く。）の場合に適用するものとする。

（補装具費等の返還）

第11条 町長は、申請者又は業者が虚偽その他不正な手段により補装具費の支給を受けたときは、当該補装具費の支給に要した費用の全部若しくは一部を返還させることができる。

（台帳の整備）

第12条 町長は、補装具費の支給状況を明確にするため、益城町補装具費支給申請決定簿（別記第9号様式）を整備するものとする。

（雑則）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（略）

別表 1

補装具費支給意見書を作成する医師の要件

	身体障害者	身体障害児	難病患者等
① 身体障害者福祉法第15条第1項に基づく指定医（日本専門医機構が認定した専門医又は所属学会認定の専門医）	○	○	○
② 指定自立支援医療機関の医師（日本専門医機構が認定した専門医又は所属学会認定の専門医）	○	○	○
③ 国立障害者リハビリテーションセンター学院で行う補装具関係の適合判定医師研修会を終了している医師	○	○	○
④ 上記と同等と認める医師 ※補装具費支給意見書のみで町が判断する種目に限る。	○	○	○
⑤ 保健所の医師	—	○	○
⑥ 難病法第6条第1項に基づく指定医	—	—	○